

「徳島県感染症予防計画（案）」について

1 計画改定の趣旨

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づき、国が定めた「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」及び本県の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、現計画を改定するもの。

2 基本的な方針

感染症の予防のための施策の実施に関する基本的な計画であり、感染症の発生の予防及びまん延の防止を目的とし、「感染症法」及び「基本指針」に基づき、感染症の患者等の人権を尊重し、地域の実情に即した感染症対策を総合的かつ計画的に推進する。

3 主な施策

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「感染症法」や「基本指針」の改正に即するとともに、本県の実情に応じた計画に改定する。

○数値目標の設定

新興感染症の発生・まん延時への備えを平時から推進するため、
「病床の確保」や「発熱外来の設置」といった
新興感染症発生・まん延時の対策について、県と医療機関等との間で
あらかじめ協定を締結する制度が創設されたことから、
当該協定を締結した医療機関の数等について、数値目標を設定。

○記載事項の充実

「基本指針」において、「患者の移送」や「宿泊療養施設の確保」、
「外出自粛対象者の療養」、また「保健所の体制確保」といった項目の新設を
はじめとする改正が行われたことから、当該改正に即するとともに、
本県の新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、記載事項を充実。